

薬学教育モデル・コア・カリキュラム

令和4年度改訂版(案) 概要

薬学教育協議会
薬学教育調査・研究・評価委員会

(文部科学省 令和4年度 大学における医療人養成の在り方に関する調査研究)

1. **大きく変貌する社会で活躍できる薬剤師を想定した教育内容の検討**
2. **生涯にわたって目標とする「薬剤師として求められる基本的な資質・能力」を提示した新たなモデル・コア・カリキュラムの展開**
3. **各大学の責任あるカリキュラム運用のための自由度の向上**
4. **臨床薬学という教育体制の構築**
5. **課題の発見と解決を科学的に探究する人材育成の視点**
6. **医学・歯学教育のモデル・コア・カリキュラムとの一部共通化**

- ① 薬学教育モデル・コア・カリキュラムの考え方
- ② 薬学教育モデル・コア・カリキュラム改訂の概要
- ③ A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力
- ④ B 社会と薬学
- ⑤ C 基礎薬学
- ⑥ D 医療薬学
- ⑦ E 衛生薬学
- ⑧ F 臨床薬学
- ⑨ G 薬学研究
- ⑩ 薬学教育モデル・コア・カリキュラム今回の改訂までの経過
- ⑪ 検討組織の設置・委員名簿
- ⑫ 医師・歯科医師・薬剤師が関わる法令一覧
- ⑬ 略語集

前文の修正

○薬剤師の使命についての部分を加筆

p.9「薬学教育モデル・コア・カリキュラム 改訂の概要」の冒頭部分に青字部分を追加
「薬剤師には、医薬品の製造、調剤、供給における任務を遂行し、適切に品質管理された医薬品を過不足なく効率的に国民に提供するとともに、広く薬事衛生、患者・生活者の健康増進等に寄与する社会的責務を担うことが求められる。このため、薬剤師は、患者・生活者に心から寄り添い、保健、医療のみならず介護、福祉においても地域の健康増進に主体的に寄与する「医療人」として十分な資質・能力を備えていなければならない。」

○〈学修目標〉 〈学修事項〉の説明を補足し、概念的理解についてより詳しく記載

p.11～12 〈学修目標〉の説明文に青字部分を追記
「〈学修目標〉は、モデル・コア・カリキュラムの本体の部分に当たり、小項目での学修内容について概念的な理解を示す。個別の知識や技能を修得するだけでなく、これらを活用してどのように判断したり行動したりできるようになるべきかあるいはそのように判断・行動できるように、個別の知識や技能はどのように概念的に把握し一般化しておくべきなのかを目標としている。知識を理解して、その知識を一般的に使えるようになることを「説明する」としている。」

前文の修正

- <学修目標> <学修事項> の説明を補足し、概念的理解についてより詳しく記載

p.12 <学修事項> の説明文を修正

「学生が<学修目標>に到達するために必要と考えられる知識や技能、行為等が記載されている。」（「技能」を追加）

「これらだけを修得すればよいということの意味するものではない。」
（「履修」を「修得」に変更：学修目標に関する記述と字句を統一するため）

薬学の歴史に関する学修の追加

- 「B-1-3 薬剤師の社会的使命と法的責任」

<学修事項> 「(1) 薬学・薬剤師に関わる歴史的・社会的背景」を追加

- 「B-4-2 医薬品等の品質、有効性、安全性の確保と薬害の防止」

<学修事項> 「(1)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律(薬機法)とその関連法令の規定と意義 (歴史的背景を含む)」 下線部青字を追加

患者中心の医療等に関する追加・修正

○「B-1-2 患者中心の医療」の〈学修事項〉に「**情報共有**」と「**説明責任**」を追加
薬害の再発防止のため、患者との十分な**情報共有**や被害を報告することの重要性を強調

(5) インフォームド・コンセント、**情報共有**、共同意思決定(SDM)

(6) 守秘義務、個人情報保護、**情報開示**、**説明責任**

○「D-1-3 医薬品の安全性」の〈ねらい〉と〈学修事項〉を分かり易い表現に加筆・修正

〈ねらい〉「～また、これらの社会に与える影響として、薬害、薬物乱用、ポリファーマシーの**原因、問題点や課題**を理解する。」

〈学修事項〉 (2) 薬害の**病態**、事例解析と防止策
→ (2) 薬害の**原因と被害の実態**、事例解析と防止策

スポーツに関する追加・修正

○「B-3-1 地域の保健・医療」

<学修事項>

- (9) 「医薬品適正使用における薬剤師の役割（適正使用の推進、[アンチ・ドーピング](#)等）」を追加。
- (10) 「セルフケア、セルフメディケーション[における薬剤師の役割](#)」に修正。

○「D-2-20 セルフケア、セルフメディケーション」

<学修事項>

- 「(4) [食事、運動等の影響](#)」を追加。

その他追加・修正した主な内容

- **薬剤師の記録に関する記載の追加：**
「D-3-5 患者情報」の学修事項「(3) 患者情報の媒体」に（[調剤録、お薬手帳など](#)）を追記。
- **生涯研鑽の重要性に鑑み、医学コアカリと同様に「成人学習理論」の記載を追加：**
「B-1-1 薬剤師に求められる倫理観とプロフェッショナリズム」の学修事項「(8) [成人学習理論を活用し、同僚や後輩との協働やフィードバックを実践する。](#)」
- **「動物実験」に動物実験の「[代替法](#)」の記載を追加**
- **疾病予防、セルフケアの観点から食品と薬品の区別に関する学修が重要：**
「E-2-1 食品機能と疾病の予防・治療における栄養」の学修事項に「[食薬区分](#)」を追加
- **筋弛緩薬と筋系疾患等の治療薬を区別：**
学修事項を「[筋弛緩薬と筋系疾患の主な治療薬](#)」とする

その他追加・修正した主な内容

- F 臨床薬学の「大項目の学修目標」に、キーワードである「[薬学的管理](#)」の記載を追加
- 薬力学の学修事項を追加：
「D-1-1 薬の作用のメカニズム」の学修事項に
「[（3）薬の用量と作用の関連性](#)」と
「[（4）アゴニスト（作用薬、作動薬、刺激薬）とアンタゴニスト（拮抗薬、遮断薬）](#)」を追加。
- 「他の項目とのつながり」の一部追記・修正
- 分かり易くなるように、助詞、接続詞、動詞などの一部修正

項目名の変更

- B-4-2 医薬品等の品質、有効性、安全性の確保と薬害の防止
→ 医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保と薬害の防止
- D-2-5 神経系の疾患と治療薬 → 中枢神経系、精神系の疾患と治療薬
- D-2-16 悪性新生物(がん)と治療薬 → 悪性腫瘍(がん)と治療薬
- D-2-18 遺伝子治療、移植治療 → 遺伝子治療、移植治療、遺伝子組換え医薬品

用語の整理

- 悪性新生物 (がん) → 悪性腫瘍 (がん)
- 調剤薬鑑査 → 調剤薬監査
- 臨床実習 → 実務実習
- 医療心理 → 医療心理学

用語の整理

- 記述的統計 → [記述統計](#)
- 推論的統計 → [推測統計](#)
- 製薬企業、医薬品の卸売販売業 → 医薬品の[製造販売業・製造業](#)・卸売販売業
- 陽電子放出断層撮影 → 陽電子放出断層撮影法（略語表の表記と統一）
- 光子放射断層撮影 → [単光子放射型コンピュータ断層撮像法](#)（略語表の表記と統一）
- 天然素材を利用した機能性食品 → [天然物](#)を利用した[機能性を示す食品](#)

パブコメの意見のうち今般の改訂方針にそぐわないため 対応しなかったもの（主な事例）

○学修事項の追加等を求める意見：

コアカリ案に記載されている学修事項については、より詳細な記載を求める意見や、例示の網羅的な記載を求める意見がみられた。しかしながら、今回の改訂では、具体的事実を覚えるだけでなく、共通する特徴や相違点を考え、概念化した上で新たに直面する課題や問題点の解決に活かせる総合的な学力を身に付けるよう、学修目標を改めた。このため、学修の範囲を規定して狭めることなく、発展的な学修につなげられるように、例えば以下に示すような内容は網羅的に記載しない方針で検討を行ってきた。

- 例) ・ 医薬品の詳細な薬効分類の記載
- ・ 関係法規の個別具体的な名称及び網羅的な記載

○心理学領域の内容の充実を求める意見：

今回の改訂では、心理学的な要素を取り入れているが、さらに具体的な内容を記載すべきかについては、今後の検討課題としたい。

- 薬学教育モデル・コア・カリキュラム改訂の周知
 - ・ シンポジウム等の開催
- 薬学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）の英訳